

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・大阪 SACHICO 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市住吉区万代東3丁目1番46号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、性暴力被害にあった女性又は子ども及びその家族が、心と身体の安全と健康を取り戻すことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 24時間ホットラインと支援員の SACHICO 常駐による相談事業
 - ② 医療保健事業
 - ③ 医療費補償事業
 - ④ 弁護士紹介等法的支援事業
 - ⑤ カウンセリング事業
 - ⑥ ケースワーク事業
 - ⑦ 性暴力救援センターを全国に拡げるための事業
 - ⑧ 性暴力のない社会を実現するための教育・啓発事業
 - ⑨ その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、8人以下
 - (2) 監事 1人以上、3人以下
- 2 理事のうち、理事長を1人、副理事長を1人以上3人以下とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、同種の目的を持った団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、2013年12月17日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	加藤 治子
副理事長	雪田 樹理
理事	高瀬 泉
監事	望月 育郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2015年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2014年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員会費 年額 10,000円

(2) 賛助会員会費 年額 5,000円

7 この定款は、2021年6月11日から施行する。

2025年度 事業計画書

特定非営利活動法人 性暴力救援センター大阪 SACHICO

I 事業の実施方針

2010 年より、性暴力被害にあった女性及び子どもが、「わたしのからだはわたしのもの わたしのこころはわたしのもの」として心身の健康を取り戻すことを目的として、病院拠点型ワンストップセンターとして被害直後からの支援を継続してきた。2023 年度より支援員と拠点病院の協働が困難となり、阪南中央病院産婦人科医師の診療に頼らず、SACHICO 医師の相談機能の充実を目指してきた。365 日 24 時間の電話相談を継続し、4 月より新たに大阪府のワンストップ支援センター事業を受託し、診療所を開設し、医療の提供、自己負担分医療費・弁護士相談料等の資金助成を継続し、協力病院、捜査機関、支援機関への連携を行い、被害者をひとりにしないネットワークの構築をはかる。病院拠点型ワンストップセンターのさきがけとして、性暴力救援センター全国連絡会の運営にも関わり、性暴力のない社会の実現のための教育・啓発活動を継続する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 24 時間ホットラインと支援員の SACHICO 常駐による相談事業

【内 容】 365 日 24 時間の電話及び来所相談

【実施場所】 こころの健康総合センター2階 はるウィメンズクリニック

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 30,708 千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費
(人件費) 30,708 千円)

【費 用】 30,708 千円 (給与手当 27,636 千円、法定福利費 2,800 千円、
福利厚生費 272 千円)

(2) 医療保健事業

【内 容】 365 日昼間 (9時から18時) 診療

【実施場所】 こころの健康総合センター2階 はるウィメンズクリニック

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者

【収 益】 22,699 千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (人件費)
19,999 千円、(移送費) 600 千円)
医療保健事業収益 2,100 千円
(10.5 千円×200 名分)

(受託収益 19,999 千円)

【費 用】 20,599 千円 (委託費 (医師等) 19,999 千円、診療所移転費
600 千円)

(3) 医療費補償事業

【内 容】 治療費自己負担金の助成

【実施場所】 大阪府下 10 カ所の協力病院及びSACHICO診療所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者

【収 益】 900千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (公益負 医療費等 900千円)

【費 用】 900千円 (医療費等900千円 (単価10千円×90人分)

(4) 弁護士紹介等法的支援事業

【内 容】 弁護士を紹介し、相談費用・裁判着手金等の助成

【実施場所】 こころの健康総合センター2階

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 495千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (公益負 法律相談) 495千円)

【費 用】 550千円 (法律相談550千円 (弁護士相談料 11千円×50人分)
 (料)

(5) カウンセリング事業

【内 容】 カウンセリング費自己負担金の助成

【実施場所】 こころの健康総合センター2階、その他各カウンセリングセンター等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 502千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (公益負 医療費等) 502千円)

【費 用】 502千円 (医療費等502千円 (カウンセリング料 延べ60回分)

(6) ケースワーク事業

【内 容】 生活支援、自立支援のためのケースワーク事業

【実施場所】 こころの健康総合センター2階

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 0千円

【費 用】 330千円 (ケースワーク事業 330千円 (11千円×30件) 相談
件数30件。1件につき11,000円)

(7) 性暴力救済センターを全国に広げるための事業

【内 容】 全国に組織を創るための啓発と助言

【実施場所】 全国

【実施日時】 7月19日～20日 千葉県

【事業の対象者】 組織を創る意思のある有志

【収 益】 677千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (旅費等) 479千円 (消耗品費) 198千円

【費 用】 800千円 (旅費交通費479千円、消耗品費198千円、
会場費123千円)

(8) 性暴力のない社会を実現するための教育・啓発事業

【内 容】 啓発パンフレットの印刷・講師派遣

【実施場所】 全国
【実施日時】 7月19日～20日 千葉県
【事業の対象者】 医療関係者・議員・行政職員・法曹関係者・教育関係者・一般市民
【収 益】 1,040千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費(研修費)683千円・(事務費 リーフレット作成料費用357千円)
【費 用】 1,040千円 (研修費683千円、印刷費(リーフレット作成357千円)

(9) その他の事業

【内 容】 その他の性暴力被害者の救援事業
【実施場所】 全国
【実施日時】 随時
【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族
【収 益】 8,239千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費(諸経費)8,239千円)
【費 用】 90千円 (予備費)

阪南中央病院産婦人科が継続してきた社会的困難を背景とした女性診療のなかで、性暴力被害が終生にわたって当事者と家族に深刻な影響を残すことを原点に、性暴力救援センター・大阪 SACHICO の活動が始動したのは、2010 年である。現在に至るまでに、各都道府県に一つのワンストップ支援センターが設置されることとなり、刑法改正も実現した。性暴力被害の背景に横たわる社会的困難についても支援法が施行されるようになった。また、性別にかかわらず性暴力被害が深刻な影響を長期に及ぼすことを、勇気ある当事者が公の場で語り始め、性別、年齢にかかわらず、支援の重要性が一般にも認知されるようになった。

SACHICO は病院拠点型ワンストップセンターとして、常駐する支援員と医師が協働して、被害直後からの切れ目のない支援を多職種で継続し、心身の回復と生活再建を目指してきた。「セクシュアル リプロダクティブ ヘルス/ライツ」を守るには、産婦人科医師が「性器を診る」だけではなく「性を診る」医師でなくてはならないという理念のもと、全ての被害者を産婦人科医師が診察するという体制を貫いてきた。設立後 13 年目の 2022 年度は初診人数 406 人と最高となったが、2023 年度より、産婦人科医師の診療協力が困難となり、産婦人科医の初診対応人数は 121 人に減少した。一方で、相談を目的とした来所は 113 人あり、最近から過去まで様々な被害や性虐待に関わる相談に応じた。被害者の年齢層は、未就学児を含む未成年が多かった。電話相談件数は減少せず、男性からの相談も寄せられるようになっている。

2025 年度から大阪府のワンストップ支援センター事業を受託し、初期診療を行える診療所を設置して、事業を継続発展させる。(資料 1)

日常業務として、①医療的支援 ②法的支援、③心理的支援、④中長期に向けた生活支援・自立支援を継続していく。

① 医療的支援について

2025 年度は、相談センターと診療所を同一の場所で行い、性暴力被害者の医療的支援を行う。証拠物採取も含め日本産婦人科学会から出された「産婦人科診療ガイドライン婦人科外来編 2023」にそった診療が、どの協力病院でも受療できるように連携や相談を継続し、医療費補助をおこなう。全国連絡会医師研修会では、産婦人科にとどまらず、小児科、泌尿器科、精神科医など診療科を越えた議論を重ねる。

② 法的支援について

刑法改正後、被害直後の聞きとりが重要となり、支援記録の一部を変更した。登録弁護士との協力体制を維持するため、初回相談料の支援を継続していく。

③ 心理的支援

2023 年度より精神科医師と支援員が協働して面談を行うことで、精神科受診やカウンセリングの要否について検討するようになった。必要と判断した場合には、適宜紹介を行っていく。

④ 同行支援・生活相談支援・自立支援

困難女性支援法が施行されたとはいえ、運用面に課題が山積しており、顔が見える連携体制の構築が一層求められる。学習会、ケースカンファレンスを通して、支援に関わる共通理解を深めていく。

女性を対象とした支援が中心であったが、#8891（早くワンストップセンター電話）を通じた男性被害の相談も増えており、対応について検討する。

新たな体制作りに向けて、記録・分析の効率化をはかるため、支援記録の電子化に着手する。支援記録の電子化や事務局業務、支援員養成講座や性暴力予防に向けた性教育プログラムについても、事務局・支援員の垣根を越えてオープンな運営を行う。

全国連絡会には運営委員として、各都道府県のワンストップ支援センターとの連携を維持する。7月19・20日の全国研修会の開催を予定している。医療部会、司法部会を適宜開催する。

支援内容を充実させ、拠点の移動を実現するために理事・正会員・支援員がひとつにまとまり、対等に議論できるための情報共有を徹底する。自由闊達な議論で継続可能な運営体制を創り上げていく。

令和7年2月14日
戦略本部会議資料

性犯罪・性暴力被害者の ワンストップ支援センターについて

危機管理室

0

■ ワンストップ支援センター（SACHICO）とは

- ◆ 性暴力に関する当事者の観点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動をワンストップで提供
- ◆ 被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト

概要（R6）

- 【設 立】 平成22年度（全国に先駆け）
- 【運営形態】 病院拠点型（協力医療機関：10医療機関）
- 【運営手法】 民設民営（府補助事業）
- 【所 在 地】 阪南中央病院内（松原市）
- 【運営体制】 24時間対応支援員1名、コーディネーター1名
- 【支援内容】 24時間365日ホットライン、産婦人科的診療（緊急避妊等）、証拠物採取・保管、弁護士の紹介 など
- 【実 績】 相談件数 3,000～4,000件程度／年（R5は4,000件程度）
診察人数 100人～400人程度／年（R6上半期は36人※SACHICO分室のみ）
- 【府予算額】 R6：約2,100万円（国庫 約1,000万円、一財 約1,100万円）

1

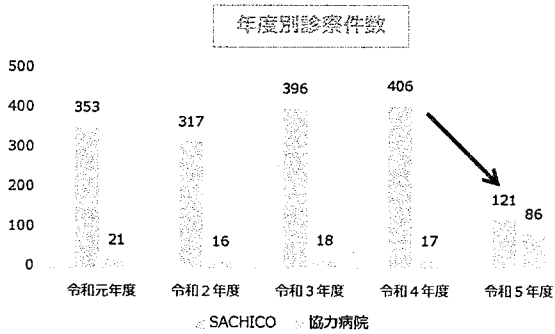
1

■ ワンストップ支援センター（SACHICO）が抱える課題

◆ 病院拠点型の運営体制は、特定の病院の医師や経営への負担が大きく、事業の存続が困難。

現状

- 被害者のこころのケアや訴訟などの対応に加え、医師の働き方改革により時間外診療体制の確保が困難となったことにより、病院側の負担が増大。
- 令和5年度からは病院から診察の協力が得られにくくなり、支援センターでの診療機能が著しく低下。病院を拠点としたサポート体制の維持が困難。
- 病院から令和6年度末に賃貸借契約の満了を伝えられており、早急な移転先の確保が必要。



移転を機に、今後の持続的な運営体制を確保するため、
大阪府として、ワンストップ支援センターのあり方を検討。

■ ワンストップ支援センターの機能強化に向けて

- ◆ ワンストップ支援センターを府の責務として主体的に運営するとともに、支援センターの運営形態を見直し、持続可能な支援体制の構築を図る。
- ◆ 関係機関とのネットワーク強化など、機能強化に向けた課題は、外部の有識者による検討会を開催し、必要な取組を進める。

機能強化の方向性（案）

➢ 運営手法	補助事業	➤➤➤ 委託事業	ワンストップ支援センターを府の責務として運営することで、継続的な事業実施を図る。
➢ 運営形態	病院拠点型	➤➤➤ 連携型	事業継続性や広域性の観点から、特定の病院に負担がかからない連携型に。また、負担の平準化を図るため、協力医療機関の拡充に向けた取組を進め、医療機関の負担軽減を図るための仕組み、支援策を検討する。
➢ 運営体制	24時間対応支援員1名 コーディネーター1名	➤➤➤ 24時間対応支援員2名 非常勤医師1名（日中） コーディネーター1名 スーパーバイザー1名（週4日）	相談時に初期対応を原則支援センターが行えるよう運営体制を強化。 新たに非常勤医師が当番で日中診療できる体制を確保。 加えて、同行支援員やスーパーバイザーの増強など、相談支援体制強化を図る。 ※早期に支援機能を強化するため、体制確保ができ次第、移転に先行して運営開始をめざす。
➢ 所在地	民間病院内	➤➤➤ 府公共施設内	府の責務を内外に示すとともに、経済的合理性や事業の継続性等の観点から、こころの健康総合センター建物内に移転する（移転時期：工事等が完了次第）。 ※ 上記の機能強化を踏まえ、R7年度当初予算に107,124千円を計上（R6年度：約21,000千円）。

■ 新たなワンストップ支援センターの概要

ワンストップ支援センターの概要

- 運用：24時間365日の相談体制
- 機能：①相談支援 ②同行支援 ③72時間以内の初期診療
④カウンセリング ⑤相談者に対する医療費負担
- 委託先：特定非営利活動法人 性暴力救援センター・大阪 SACHICO
- 所在地：大阪府こころの健康総合センター建物内
- 予算：107,124千円（財務部長内示時点 ※運営に係る費用87,839千円、移転等に係る費用 19,285千円）

協力医療機関との連携（イメージ）

支援センター
※初期の医療行為の他、心のケアも含めた丁寧な相談

協力医療機関 ※基本的に緊急を要する場合のみ

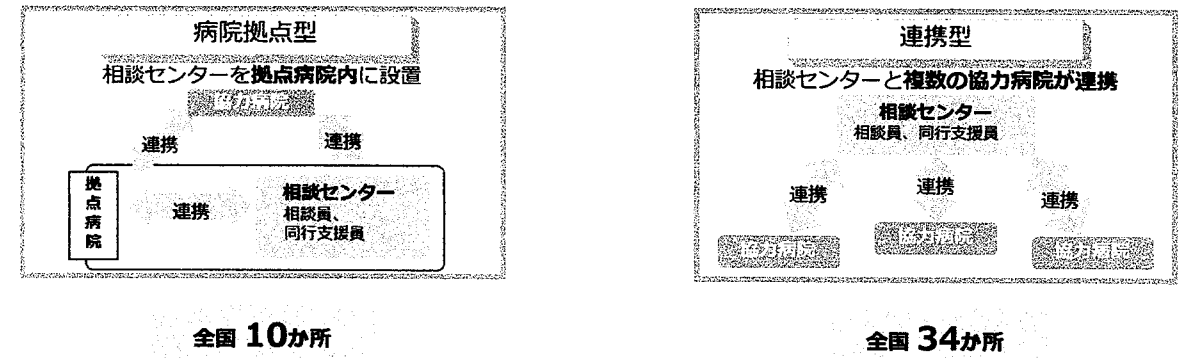
- ◇日中夜間問わず支援センターの支援員が原則同行
- ◇警察からの案件も含めて、すべて支援センターを通じて依頼する病院の割り振りを行う
- ◇治療以外の支援については、支援センターの支援員が継続的にフォロー

⇒ 協力医療機関の拡充・負担軽減を図るための仕組み、支援策を検討する。
（※特定の協力医療機関に負担が偏らない運用方法を検討）

他の相談支援ネットワークとの連携

- 精神保健、福祉、司法等相談機関など、各機関の業務内容を踏まえた協議を行い、連携体制の強化を図る。

■ （参考）国が示す支援センターの類型



※内閣府資料を参考にイメージを作成

令和7年度 予算概要 (ワンストップ支援センター運営事業)

財務部長内示時点
107,613千円

1. ワンストップ支援センター運営事業 (委託) 63,160千円

- (1) 人件費 50,707千円
- ① 支援員 (相談対応) 19,365千円
24時間・365日
 - ② 支援員 (同行支援) 7,031千円
9時～18時※・365日
※18時～翌9時までの勤務実績にも柔軟に対応
 - ③ コーディネーター 2,440千円
 - ④ スーパーバイザー 1,155千円
 - ⑤ 事務作業員 717千円
 - ⑥ 医師 19,999千円
9時～18時・365日
・各人件費には、通勤手当・保険料を含む
- (2) 研修費 683千円
- ・支援員養成講座の開催等
- (3) 事務費 1,634千円
- ① 旅費 (同行支援・連絡調整) 479千円
 - ② 消耗品 198千円
 - ③ リーフレット等作成費用 357千円
 - ④ 移転費 600千円
- (4) 公費負担事業 1,897千円
- ① 医療費等 1,402千円
被害者への診療、カウンセリング費等の支援
 - ② 法律相談 495千円
弁護士等への相談に係る相談費の支援
- (5) 諸経費 8,239千円
- ・ (1) ～ (4) の合計の15%

2. ワンストップ支援センター運営事業 (直接執行) 43,964千円

- (1) センター運営費用 4,517千円
- ・ 施設賃借料、光熱水費、通信費
- (2) センター運営費用 22,157千円
- ・ 警備、設計
- (3) センター運営費用 3,543千円
- ・ 備品購入 (証拠物保管用冷凍庫、ポータブル電源等)
- (4) センター整備費用 13,026千円
- ・ 改修工事
- (5) その他 721千円
- ・ 報償費、研修受講費補助、消耗品等

3. 男性のための性被害・性暴力被害相談事業 489千円

・ 別団体への業務委託

2026年度 事業計画書

特定非営利活動法人 性暴力救援センター大阪 SACHICO

I 事業の実施方針

2025 年4月より、新たに大阪府のワンストップ支援センター事業を受託し、診療所を開設し、医療の提供、自己負担分医療費・弁護士相談料等の資金助成を継続し、協力病院、捜査機関、支援機関への連携を行い、被害者をひとりにしないネットワークの構築をはかってきたが、この事業を継続し本格的な活動として行う。病院拠点型ワンストップセンターのさきがけとして、性暴力救援センター全国連絡会の運営にも関わり、性暴力のない社会の実現のための教育・啓発活動を継続する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 24 時間ホットラインと支援員の SACHICO 常駐による相談事業

【内 容】 365 日 24 時間の電話及び来所相談

【実施場所】 こころの健康総合センター2階

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 30,708千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費
(人件費) 30,708千円)

【費 用】 30,708千円 (給与手当27,636千円、法定福利費2,800千円、
福利厚生費272千円)

(2) 医療保健事業

【内 容】 365 日昼間 (9時から18時) 診療

【実施場所】 こころの健康総合センター2階

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者

【収 益】 24,199千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (人件費)
19,999千円、
医療保健事業収益 4,200千円
(10.5千円×400名分))

【費 用】 19,999千円 (委託費 (医師等) 19,999千円)

(3) 医療費補償事業

【内 容】 治療費自己負担金の助成

【実施場所】 大阪府下10カ所の協力病院及びSACHICO診療所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者

【収 益】 900千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (公益負 医
療費等 900千円)

【費 用】 900千円 (医療費等900千円 (単価10千円×90人分))

(4) 弁護士紹介等法的支援事業

【内 容】 弁護士を紹介し、相談費用・裁判着手金等の助成

【実施場所】 こころの健康総合センター2階

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 495千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (公益負 法律相談) 495千円)

【費 用】 550千円 (法律相談550千円 (弁護士相談料 11千円×50人分))

(5) カウンセリング事業

【内 容】 カウンセリング費自己負担金の助成

【実施場所】 こころの健康総合センター2階、その他各カウンセリングセンター等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 502千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (公益負 医療費等) 502千円)

【費 用】 502千円 (医療費等502千円 (カウンセリング料 延べ60回分))

(6) ケースワーク事業

【内 容】 生活支援、自立支援のためのケースワーク事業

【実施場所】 こころの健康総合センター2階

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 0千円

【費 用】 330千円 (ケースワーク事業 330千円 (11千円×30件) 相談件数30件。1件につき11,000円)

(7) 性暴力救済センターを全国に広げるための事業

【内 容】 全国に組織を創るための啓発と助言

【実施場所】 全国

【実施日時】 8月 東京都 (予定)

【事業の対象者】 組織を創る意思のある有志

【収 益】 677千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (旅費等) 479千円 (消耗品費) 198千円)

【費 用】 800千円 (旅費交通費479千円、消耗品費198千円、会場費123千円)

(8) 性暴力のない社会を実現するための教育・啓発事業

【内 容】 啓発パンフレットの印刷・講師派遣

【実施場所】 全国

【実施日時】 8月 東京都 (予定)

【事業の対象者】 医療関係者・議員・行政職員・法曹関係者・教育関係者・一般市民

【収 益】 1,040千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (研修費) 683千円・(事務費 リーフレット作成料費用357千円)

【費 用】 1, 0 4 0 千円 (研修費 6 8 3 千円、印刷費 (リーフレット作成
3 5 7 千円)

(9) その他の事業

【内 容】 その他の性暴力被害者の救援事業

【実施場所】 全国

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 性暴力被害者及びその家族

【収 益】 8, 2 3 9 千円 (大阪府ワンストップ支援事業受託費 (諸経費)
8, 2 3 9 千円)

【費 用】 9 0 千円 (予備費)

2025年度から大阪府のワンストップ支援センター事業を受託し、初期診療を行える診療所を設置して、事業を継続発展させているがそれを継続する。

日常業務として、①医療的支援 ②法的支援、③心理的支援、④中長期に向けた生活支援・自立支援を継続していく。

① 医療的支援について

2026年度は、全期を通じて相談センターと診療所を同一の場所で行い、性暴力被害者の医療的支援を行う。証拠物採取も含め日本産婦人科学会から出された「産婦人科診療ガイドライン婦人科外来編 2023」にそった診療が、どの協力病院でも受療できるように連携や相談を継続し、医療費補助をおこなう。全国連絡会医師研修会では、産婦人科にとどまらず、小児科、泌尿器科、精神科医など診療科を越えた議論を重ねる。

② 法的支援について

刑法改正後、被害直後の聞きとりが重要となり、支援記録の一部を変更した。登録弁護士との協力体制を維持するため、初回相談料の支援を継続していく。

③ 心理的支援

2023 年度より精神科医師と支援員が協働して面談を行うことで、精神科受診やカウンセリングの要否について検討するようになった。必要と判断した場合には、適宜紹介を行っていく。

④ 同行支援・生活相談支援・自立支援

困難女性支援法が施行されたとはいえ、運用面に課題が山積しており、顔が見える連携体制の構築が一層求められる。学習会、ケースカンファレンスを通して、支援に関わる共通理解を深めていく。

女性を対象とした支援が中心であったが、#8891 を通した男性被害の相談も増えており、対応について検討する。

2025年度活動予算書

特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	140,000		
賛助会員受取会費	0	140,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	7,000,000		
施設等受入評価益	0	7,000,000	
3. 事業受託費			
大阪府ワンストップ支援事業受託費	63,160,000		
(内訳)			
人件費 支援員（相談対応）24時間365日	19,365,000		
支援員（同行支援）8時間365日	7,031,000		
コーディネーター 週4日20時間	2,440,000		
スーパーバイザー 週1日 8時間	1,155,000		
事務作業員	717,000		
医師等（365日、8時間）	19,999,000		
研修費 支援員養成講座の開催等	683,000		
事務費 旅費等	479,000		
消耗品	198,000		
リーフレット作成費用	357,000		
移転費	600,000		
公益負:医療費等	1,402,000		
法律相談	495,000		
諸経費 人件費等経費の15%	8,239,000	63,160,000	
4. 事業収益			
医療保健事業収益	2,100,000	2,100,000	
5. その他収益			
受取利息	10,000	10,000	
雑収益			
経常収益計			72,410,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	27,636,000		
法定福利費	2,800,000		

福利厚生費	272,000		
委託費（医師等）	19,999,000		
診療所移転費	600,000		
人件費計	51,307,000		
(2) その他経費			
研修費	683,000		
印刷費（リーフレット作成）	357,000		
旅費交通費	479,000		
消耗品費	198,000		
会場費	123,000		
医療費等	1,402,000		
ケースワーク事業	330,000		
法律相談	550,000		
予備費	90,000		
その他経費計	4,212,000		
事業費計		55,519,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	4,800,000		
報酬	1,200,000		
法定福利費	648,000		
人件費計	6,648,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	300,000		
検査等外注費及び医療廃棄物処理費	500,000		
諸経費（予備費：諸経費の15%）	8,239,000		
その他の経費計	9,139,000		
管理費計		15,787,000	
経常費用計			71,306,000
当期経常増減額			1,104,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			1,104,000
前期繰越正味財産額			6,048,000
次期繰越正味財産額			7,152,000

2026年度活動予算書

特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	140,000		
賛助会員受取会費	0	140,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	7,000,000		
施設等受入評価益	0	7,000,000	
3. 事業受託費			
大阪府ワンストップ支援事業受託費	62,560,000		
(内訳)			
人件費 支援員 (相談対応) 24時間365日	19,365,000		
支援員 (同行支援) 8時間365日	7,031,000		
コーディネーター 週4日20時間	2,440,000		
スーパーバイザー 週1日 8時間	1,155,000		
事務作業員	717,000		
医師等 (365日、8時間)	19,999,000		
研修費 支援員養成講座の開催等	683,000		
事務費 旅費等	479,000		
消耗品	198,000		
リーフレット作成費用	357,000		
公益負: 医療費等	1,402,000		
法律相談	495,000		
諸経費 人件費等経費の15%	8,239,000	62,560,000	
4. 事業収益			
医療保健事業収益	4,200,000	4,200,000	
5. その他収益			
受取利息	10,000	10,000	
雑収益			73,910,000
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	27,636,000		
法定福利費	2,800,000		
福利厚生費	272,000		

委託費（医師等）	19,999,000		
人件費計	50,707,000		
(2) その他経費			
研修費	683,000		
印刷費	357,000		
旅費交通費	479,000		
消耗品費	198,000		
会場費	123,000		
ケースワーク事業	330,000		
法律相談料	550,000		
医療費等	1,402,000		
予備費	90,000		
その他経費計	4,212,000		
事業費計		54,919,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
報酬	4,800,000		
給料手当	1,200,000		
法定福利費	648,000		
人件費計	6,648,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	300,000		
検査等外注費及び医療廃棄物処理費	1,000,000		
諸経費（予備費：諸経費の15%）	8,239,000		
その他の経費計	9,639,000		
管理費計		16,287,000	
経常費用計			71,206,000
当期経常増減額			2,704,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			2,704,000
前期繰越正味財産額			7,152,000
次期繰越正味財産額			9,856,000

役員名簿

特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪SACHICO

役 職	ふりがな	住所又は居所	報酬の有無
	氏 名		
理事長	たなか やすえ		無
	田中 康愛		
副理事長	ゆきた じゅり		無
	雪田 樹理		
副理事長	たかせ いずみ		無
	高瀬 泉		
理事	かとう はるこ		無
	加藤 治子		
理事	やまもと つねお		無
	山本 恒雄		
理事	あしだ ようこ		無
	蘆田 陽子		
理事	いきお かおり		無
	生魚 かおり		
監事	ひとみ よしえ		無
	人見 佳枝		